

第1章 はじめに

1 基本指針策定の趣旨

人権とは、誰もが生まれながらに持っている固有の権利であるとともに、すべての人々が幸福な生活を営むために欠かすことができないものであり、将来にわたって保障されるべき権利です。

日本国憲法は、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、第13条に個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利を、また、第14条には法の下での平等及び差別の禁止を定め、人権保障を基本的理念としています。

国は、日本国憲法のもと人権に関する諸制度の整備や施策を推進し、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、その第5条に地方公共団体は人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することが定められています。

本市においても、2010年（平成22年）に飯塚市人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」という。）を策定し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面において、部落差別問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する様々な人権問題が生じています。

また、近年、社会経済情勢の急激な変化や国際化、個人の権利意識の高揚、価値観の多様化、急速な情報化の進展などにより、これまでの社会生活では見られなかった人権に関する課題が生じているなど、人権をめぐる状況は、ますます複雑化・多様化し、人権問題に対する社会的関心も高まっています。

そのような中、基本指針の策定以降、部落差別の解消を目的とした法律や、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消を目的とした法律など個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。今回、これらの人権を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行うものです。

地域社会においてあらゆる人々の基本的人権が尊重され、平等で多様な生き方が選択できるためには、お互いが他者の人権を尊重する社会づくりや様々な人権問題を市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、自発的な啓発活動を行う環境づくりが必要です。そのため、行政、教育、事業所、市民などそれぞれの役割と責務を明確にし、連携・協働していくことが重要です。

この新たな基本指針及びこれに基づく実施計画により、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をさらに総合的かつ効果的に推進していきます。

2 人権教育・人権啓発の基本方針

(1) 人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくり

基本的人権がすべての人々に対して尊重されるように、あらゆる人権問題に対して学校や地域などで「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく人権教育・啓発の積極的な取り組みを推進します。

また、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、自発的な啓発活動を行うこと、そのため行政・事業所などの支援により環境づくりを推進します。

(2) 基本的人権が尊重され、誰もが平等に安心して暮らせるまちづくり

あらゆる人々の基本的人権が尊重され、多様な生き方が選択できるまちづくりを基本に、安心して安全な生活が送れるバリアフリー化された施設整備などすべての人にやさしいまちづくりを進めます。

また、あらゆる人権問題に対応する各種相談体制の充実、地域での交流の場の充実など地域福祉体制の強化、子育て支援、男女共同参画の推進を通して、誰もが安心して暮らせるまちの形成を図るため、行政機関、市民、企業、民間団体等が、連携・協働できるように、実効ある人権教育・啓発を推進します。

(3) 就学前教育・学校教育を通じた人権感覚豊かな子どもたちの育成

地域の特性を生かした生きる力・学ぶ力・人権尊重のこころを育む特色ある就学前教育や学校教育、社会教育を推進します。

また、人間関係を形成する力、自分や他人を大切にする人権感覚や豊かな心を育む人権教育を推進します。

(4) 基本指針に基づいた実施計画の策定

実施計画については、市民の幅広い人権意識を的確に把握するための、「人権問題市民意識調査」等により明らかになった本市の様々な人権問題に対する課題を踏まえ、その解消に向けた計画を策定します。